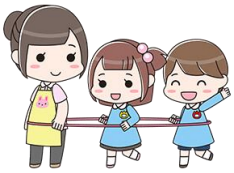

令和５年度

認証保育所保育料助成制度のご案内

（０～2歳児の保護者様　配布用）

令和５年４月１日

品川区子ども未来部保育支援課

本制度は、０～２歳児の認証保育所（区外含む）に入所しているお子さまの保護者の経済的な負担軽減を目的としています。３歳児以上は本制度の対象とならず、要件を満たした場合に施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）の対象となります。

認証保育所は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定員の半数以上は ３ 歳未満児であることと定められていますので、３歳児以降の在園継続はできない場合もあります。

1．助成対象等

年齢＊1	対象・要件	方法
０～２歳児	① 児童および保護者が当該月の１日時点で品川区に住民票があり、実際に居住している月 ② 認証保育所に当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月 160 時間以上の月ぎめ契約により保育を受けた月 ③ 認証保育所の保育料を支払っている月	差額助成

＊１）２０２３年４月１日時点の年齢

2．助成金額（差額助成）

①住民税課税世帯

認証保育所に払っている基本保育料(上限 66,000 円)と、それを下回る認可保育園の標準時間保育料との差額を助成します。

助成金額　＝　認証保育所の保育料（上限 66,000 円）　－　認可保育園の標準時間保育料

令和５年４月から、品川区では第２子以降の認可保育園の保育料が無償となります。
本制度は差額助成となりますので、児童が第２子以降の場合、認証保育所に支払っている認証保育所保育料と同額（66,000 円上限）を助成します。
認証保育所の保育料が 66,000 円を超える場合は、その差額分は保護者の方のご負担となります。

【助成金の考え方】

D12階層 第１子の場合：認可保育料 39,000 円/月

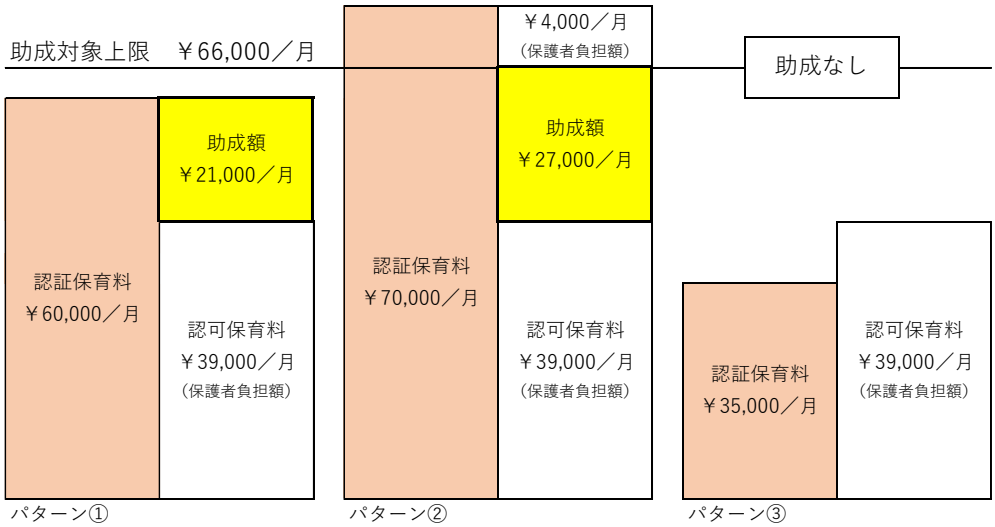

パターン①
認証保育料　￥60,000／月
⇒助成額　￥21,000／月

パターン②
認証保育料　￥70,000／月
⇒助成額　￥27,000／月

パターン③
認証保育料　￥35,000／月
⇒助成額　なし（不交付）

（参考）『保育園のご案内』

※　小規模保育の部分は当助成金には関連がないので、下記の表から削除しております。

単位:円

区分 / 階層						保育料（月額）				
						0～2歳児クラス				3～5歳児クラス
						保育標準時間		保育短時間		
						保育園	小規模保育	保育園	小規模保育家庭的保育	保育園
A	生活保護世帯					0		0		無償
B	当年度分区市町村民税　非課税世帯					0		0		
C1	当年度分区市町村民税　均等割のみの世帯					0		0		
C2	当年度分区市町村民税所得割額			5,000	円未満の世帯	3,000		2,400		
C3		5,000	円以上	48,700	円未満の世帯	4,000		3,200		
D1		48,700	円以上	50,500	円未満の世帯	8,000		6,400		
D2		50,500	円以上	59,800	円未満の世帯	9,900		7,920		
D3		59,800	円以上	68,500	円未満の世帯	11,200		8,960		
D4		68,500	円以上	88,600	円未満の世帯	18,400		14,720		
D5		88,600	円以上	108,600	円未満の世帯	22,800		18,240		
D6		108,600	円以上	128,500	円未満の世帯	25,800		20,640		
D7		128,500	円以上	148,600	円未満の世帯	28,300		22,640		
D8		148,600	円以上	171,600	円未満の世帯	30,500		24,400		
D9		171,600	円以上	204,900	円未満の世帯	33,000		26,400		
D10		204,900	円以上	228,800	円未満の世帯	35,000		28,000		
D11		228,800	円以上	252,900	円未満の世帯	37,100		29,680		
D12		252,900	円以上	276,800	円未満の世帯	39,000		31,200		
D13		276,800	円以上	300,800	円未満の世帯	41,000		32,800		
D14		300,800	円以上	322,000	円未満の世帯	42,900		34,320		
D15		322,000	円以上	338,000	円未満の世帯	44,600		35,680		
D16		338,000	円以上	354,000	円未満の世帯	48,000		38,400		
D17		354,000	円以上	370,000	円未満の世帯	49,900		39,920		
D18		370,000	円以上	440,200	円未満の世帯	54,200		43,360		
D19		440,200	円以上	500,200	円未満の世帯	61,000		48,800		
D20		500,200	円以上	560,200	円未満の世帯	66,900		53,520		
D21		560,200	円以上	665,000	円未満の世帯	71,800		57,440		
D22		665,000	円以上	772,600	円未満の世帯	74,300		59,440		
D23		772,600	円以上	887,500	円未満の世帯	76,400		61,120		
D24		887,500	円以上	1,031,300	円未満の世帯	76,900		61,520		
D25				1,031,300	円以上の世帯	77,500		62,000		

※　区市町村民税は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額となります。

※　生計を一にする２人以上のお子さんがいる場合、最年長のお子さんを第１子として、第２子以降の保育料は無償（０円）となります。そのため、助成金額は助成上限である 66,000 円と認証保育所に支払う保育料とを比較し、低い方となります。

※　在園児童の兄弟姉妹の住民登録が異なる場合は、申請により第２子以降の保育料が適用されます。

※　該当年度の住民税が区外で課税されており、品川区とは異なる税率で計算されている場合は品川区で適用する税率により再計算を行います。（計算の結果、市区町村の決定額と異なる場合があります。）

※　該当年度の前年に海外に滞在していた時期がある場合、海外滞在時の収入と帰国後の収入を合算して税額の計算をします。（１年間、国外に滞在している場合は、国外滞在時の収入により計算します。）

②住民税非課税世帯（保育の必要性に該当する世帯のみ）
認証保育所に払っている基本保育料(上限 66,000 円)と、施設等利用給付(上限 42,000 円)との差額を助成します。

助成金額　＝　認証保育所の保育料（上限 66,000 円）　－　施設等利用給付（上限 42,000 円）

※“施設等利用給付”とは、幼児教育・保育の無償化に伴う利用料給付金です。

施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）の手続きについては、別途、申請が必要です。

3. 申請手続き

（１）提出書類

①**「令和５年度 認証保育所保育料助成金交付申請書 兼 請求書」**

②**所得確認書類（父母どちらも必要）**

〇４月から８月までの助成金額算定用

・令和４年度住民税課税（非課税）証明書

※２０２２年１月１日現在、品川区に住民票がない場合、提出が必要。

〇９月から３月までの助成金算定用

・令和５年度住民税課税（非課税）証明書

※２０２３年１月１日現在、品川区に住民票がない場合、提出が必要。

※助成金申請時に提出できない方は、発行が可能になった時点で、必ず提出してください。

◆**マイナンバーでの税照会を希望される方は、**別途、**「マイナンバーの利用に関する同意書」を提出していただく必要があります。**同意書は区ホームページからダウンロード、もしくは保育支援課へお越しいただければ窓口で配付いたします。

◆海外から転入された方や税額の確認ができない方は、別途収入が分かる書類の提出をお願いする場合がございます。また家庭状況によって、同居の祖父母の税額を証明する書類を提出していただく場合もございます。

◆住民税未申告の場合や税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、最高階層と同様の階層認定および保育料算定を行います。

（２）提出方法：品川区役所　保育支援課　開設・計画担当　認証保育所保育料助成担当あてに郵送または持参。

※提出先詳細は後述の「お問い合わせ先・申請書ご提出先」をご参照ください。

（３）提出期限：「６．助成金交付スケジュール」の「申請書締切日」をご参照ください。

4. 注意事項：

・申請者（口座名義人）は、児童と同一世帯の保護者としてください。

・助成金申請後に修正申告をした方や、申請書の内容（世帯構成など）が変更になった方は、事前にご連絡のうえ、改めて申請してください。また税額が変わった場合も、必ずご連絡ください。**なお、認可保育園の申し込み等に伴って連絡をいただいている場合でも、別途助成金担当に連絡をいただかない場合は、助成金算定に反映できません。**

5. 助成されない場合　※（１）～（７）のいずれか１つに該当すると助成されません。

（１）児童および保護者が、品川区に住民票がない場合・実際に居住していない場合
（２）認証保育所保育料の支払をしていない場合（保育料未納等）
（３）認可保育園・小規模保育事業等と認証保育所を同時に利用契約している場合（二重保育）
（４）休園等により保育を受けていない場合
（５）助成金額の算出のために必要な書類が提出されない場合
（６）第４期（最終）申請書締切日までに申請手続きを行わない場合
（７）偽りその他不正な手段により助成金の交付申請・請求があったと区長が認めた場合

認可保育園保育料の軽減適用について

認可保育園保育料の軽減制度について、認証保育所保育料助成金にも適用される場合があります。該当の方は、助成金の申請に加え、「品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書」をご提出ください。最終提出期限は、令和６年３月21日（木）（必着）です。
※この軽減制度の適用により、認可保育園保育料の階層が変わるわけではありません。

6. 助成金交付スケジュール・・・年４回に分けてお支払いします。

期	対象月	申請書締切日	交付決定通知の発送と助成金振込の予定
１	４月～６月	６月１６日（金）	８月下旬
２	７月～９月	９月15日（金）	11月下旬
３	１０月～１２月	12月15日（金）	令和６年２月下旬
４（最終）	１月～３月	令和６年３月21日（木）	令和６年５月下旬

※ **申請は、年度（４月～３月）に１回**です。また、各期締切日を過ぎた場合は、次期の分と合わせての審査・お振込みになります。ただし、**第４期（最終）の締切日を過ぎた場合は、助成できません。**
また、世帯構成の変更や税額の変更等についても、最終の締切日までにご連絡をいただけない場合、反映できません。
※ 助成対象児童ごとに申請してください。
※ 年度途中で転園、または一度退園し再入園した場合等、申請内容に変更が生じた場合は、事前にご連絡のうえ、再度申請が必要になります。こちらの最終締切日も令和６年３月21日（木）必着です。

7. その他

本制度に関する書類データは、区ホームページからも取得できます。
https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/kodomo-hoyou-hoikuen/hpg000033551.html

検索　品川区　認証保育所　保育料助成

お問い合わせ先・申請書ご提出先

〒140-8715　品川区広町 2-1-36　品川区役所　保育支援課　開設・計画担当
認証保育所保育料助成担当　　電話 03-5742-6039（直通）